

2025 年 4 月

株式会社古河テクノマテリアル防災事業部

「結晶質シリカ」を含む製品の対応について

2022 年 5 月 31 日に厚生労働省より公布された「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令」により、「労働安全衛生法」に基づく新たな化学物質管理義務が定められました(令和 4 年 構成労働省令第 91 号)。また、同年 12 月 26 日に厚生労働省より「労働安全衛生規則第 577 条の 2 第 3 項の規定に基づき、がん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの」が告示され、2023 年 4 月 1 日から適用されています(厚生労働省告示第 371 号)。

リスクアセスメント対象物のうち、2021 年 3 月 31 日までに国が行った化学物質の有害性分類(GHS 分類)の結果、発がん性が区分 1 に該当するものが「がん原生物質」の対象となり、「結晶質シリカ」はこれに該当します。がん原性物質は作業記録等の 30 年間保存が労働安全衛生規則第 577 条の 2 第 3 項に規定されております。

該当製品のお取り扱いにつきましては、お手数ではありますが、告示に従って作業記録等の保管対応を行って頂きますようお願い申し上げます。

<弊社対象製品>

ケイカライト-MG(がん原生物質：結晶質シリカ)

耐火仕切板 40(がん原生物質：結晶質シリカ)

耐火仕切板 25(がん原生物質：結晶質シリカ)

規制に関する詳細は、厚生労働省ホームページ(下記 URL)をご参照下さい。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29998.html